

骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金の申請について

骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種で得られた免疫が低下又は消失し、再度、予防接種を受ける必要がある方を対象に再接種の費用を助成します。

【助成対象】 次のすべてに該当する方

- ① 再接種の日において坂井市民の方
- ② 骨髄移植等の医療行為により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める方
- ③ 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔については、予防接種実施規則の規定により接種していること

【助成額】

再接種に要する費用の額と、市と一般社団法人 坂井地区医師会との間で締結した予防接種委託契約に定めた単価のいずれか少ない額

(文書料、通院に係る交通費、関連する治療に要した経費等は含みません。)

【助成の手続き】

★必ず再接種を受ける前にお手続きください。

	手続き	添付書類
① 認定申請	「坂井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成対象者認定申請書」を記入し、添付書類を添えて健康増進課に提出してください。	・医師の理由書 ※文書料が必要になる場合があります。 ・骨髄移植等の医療行為を行う前に接種した定期予防接種の履歴が確認できるもの(母子健康手帳の写し等)
② 再接種	健康増進課から認定通知書を受け取った後、医療機関で再接種を受けてください。	※再接種費用は、一旦医療機関へお支払いください。
③ 還付請求	再接種した日に属する年度末までに「坂井市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書」を記入し、添付書類を添えて提出してください。	・医療機関発行の領収証(原本) ・再接種歴が確認できるもの(母子手帳の写し等)

※再接種時に市外に転出している場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

《問い合わせ先》

坂井市役所 健康増進課 予防接種係

TEL:50-3067 FAX:66-2940

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1(坂井市役所本庁 1階)